（使途不特定財産額の保有の上限額）

第三十四条　法第十七条第一項の内閣府令で定めるところにより算定した額（以下この条において「基準額」という。）は、当該信託事務年度の開始の日前五年以内に開始した各信託事務年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額（当該各信託事務年度のうちその期間が一年でない信託事務年度については、当該控除して得た額をその信託事務年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）の一信託事務年度当たりの平均額とする。ただし、基準額を当該信託事務年度又は当該信託事務年度の前信託事務年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする合理的な理由がある場合には、当該額（当該信託事務年度又は前信託事務年度が一年でない場合には、当該額をその信託事務年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）を基準額とすることができる。

一　損益計算書に計上すべき合計費用額

二　前号の額のほか、第二十七条第二項の規定により合計費用額に算入することとなった額

三　第三十一条第一項の規定により公益事務実施費用額に算入することとなった額

四　第二十六条の規定により、合計費用額から控除することとなった引当金の取崩額

五　第一号の額のうち、第二十七条第一項、第三項又は第四項の規定により公益事務実施費用額に算入しないこととなった額

六　第三十一条第二項の規定により公益事務実施費用額から控除することとなった額

2　前項ただし書の規定の適用を受ける公益信託の受託者は、当該信託事務年度終了後に作成する第四十条第一項第五号の書類において、前項ただし書に規定する合理的な理由を記載しなければならない。

3　第一項の月数は、暦に応じて計算し、一月に満たないときはこれを一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

（公益信託事務継続予備財産の要件）

第三十五条　法第十七条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　当該公益信託事務の内容、信託財産及び収支の状況、災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益信託事務の継続が困難となる事態、当該事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うための平時の取組の状況その他の事情に鑑み、当該事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うための資金を保有する必要性があること。

二　前号に規定する必要性に基づき、同号に規定する事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うために必要な同号に規定する資金の限度額が算定されていること。

三　その合計額が、前号に規定する限度額又は当該信託事務年度の資産の額から次条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額を控除して得た額のいずれか小さい方の額を超えないものであること。

（使途不特定財産額）

第三十六条　法第十七条第二項の内閣府令で定めるものの価額の合計額の算定については、この条に定めるところによる。

2　公益信託の各信託事務年度の使途不特定財産額は、当該信託事務年度の資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

一　負債の額

二　控除対象財産の帳簿価額の合計額から対応負債の額を控除して得た額

三　公益信託事務継続予備財産の額

3　前項第二号に規定する「控除対象財産」は、当該信託事務年度の末日における信託財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令（令和七年内閣府・法務省令第三号。以下「命令」という。）第二十二条第二項第一号に規定する引当金をいう。）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう。

一　継続して公益信託事務の用に供する財産

二　公益充実資金

三　寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（当該資金から生じた果実を除く。以下この条及び第四十条において「指定寄附資金」という。）

4　指定寄附資金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、備置き、閲覧等の措置が講じられているものでなければならない。

一　当該財産が広く一般に募集されたものである場合　次に掲げる事項

イ　広く一般に募集されたものである旨

ロ　募集の期間

ハ　受け入れた財産の額（当該財産が金銭以外のものである場合にあっては、当該財産の受け入れた時における価額。以下この項において同じ。）の合計額

ニ　募集の方法

ホ　募集に係る財産の使途として定めた内容

ヘ　ハの財産のうちに金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産（その額が重要でないものを除く。次号ホにおいて同じ。）の内容

二　前号以外の場合　次に掲げる事項

イ　当該財産を交付した者の個人又は法人その他の団体の別（当該者が国若しくは地方公共団体又はこれらの機関である場合にあっては、これらの者の名称）

ロ　当該財産を受け入れることとなった日（当該財産が寄附により受け入れたものである場合にあっては、当該財産を受け入れた日）

ハ　受け入れた財産の額の合計額

ニ　当該財産を交付した者の定めた使途の内容

ホ　ハの財産のうちに金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産の内容

5　指定寄附資金は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

一　当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

二　他の資金と明確に区分して管理されていること。

三　当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること。

6　第二項第二号に規定する「対応負債の額」は、次に掲げる額の合計額をいう。

一　各控除対象財産に対応する負債の額の合計額

二　控除対象財産の帳簿価額の合計額から前号の額及び指定純資産の額（控除対象財産に係るものに限る。以下この条において同じ。）を控除して得た額に次のイの額のイ及びロの額の合計額に対する割合を乗じて得た額

イ　負債の額から引当金勘定の金額及び各資産に対応する負債の額の合計額を控除して得た額

ロ　総資産の額から負債の額及び指定純資産の額の合計額を控除して得た額

7　前項の規定にかかわらず、公益信託の受託者は、前項の対応負債の額を控除対象財産の帳簿価額の合計額から指定純資産の額を控除して得た額に、第一号の額の同号及び第二号の額の合計額に対する割合を乗じて得た額とすることができる。

一　負債の額から引当金勘定の金額を控除して得た額

二　総資産の額から負債の額及び指定純資産の額の合計額を控除して得た額

（公益信託事務継続予備財産を保有している場合の公表事項等）

第三十七条　法第十七条第三項の内閣府令で定める事項は、第三十五条第二号に規定する限度額及びその算定根拠とする。

2　法第十七条第三項の規定により公表する公益信託事務継続予備財産を保有する理由は、第三十五条各号に掲げる要件に適合することを説明するものでなければならない。

3　法第十七条第三項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。